

## 学童保育を利用しない期間の届出について

学童保育室を利用しない期間の届出として、「休止届」・「中止届」があります。  
一月以上利用予定がない場合は、下記のとおり子育て支援課または学童保育室へ事前に届出を提出してください。

事前の提出がなかった場合、利用しなかった月でも利用料が発生しますのでご注意ください。

### 記

1. 毎月、学童保育を利用する方  
⇒手続は特に必要ありません。
2. 一時的に、学童保育を利用しない月がある方  
⇒利用しない月の前月末までに「休止届」を提出。

#### ※全額免除の条件

事前に「休止届」が出ており、実際に一日も利用しなかった月の利用料の全額免除を行います。

前月末までに届出がない場合は、利用しなかったとしても4,000円を請求します。

※「休止届」を提出した方は、次のいずれかの手続が必要です。

- ①休止期間終了時に利用を再開する場合  
⇒再開する月の前月10日までに学童保育室に利用予定表を提出
- ②休止期間を延長する場合  
⇒休止期間が終了する月の月末までに再度「休止届」を提出
- ③休止期間の途中で利用を再開する場合  
⇒再開する月の前月10日までに学童保育室に「再開届」と利用予定表を提出

3. 今後、学童保育を利用しない方  
⇒登録終了のために、終了月の前月末までに「中止届」を提出。

#### ○「休止届」と「中止届」の違い

休止届は、利用をお休みする旨の届出です。お休みなので休止期間終了、又は、「再開届」を出していただくことで利用を再開することが可能です。

中止届は、利用を終了する旨の届出です。登録が無くなるので、利用する場合には、再度申込書を提出していただく必要があります。

#### 【問合先】

大網白里市子育て支援課保育班  
電話 0475-70-0347